令和５年３月９日

　　　　　　マスク着用の考え方の見直しについて

静岡県武道館

館長　大石　広和

みだしの件につきましては、下記のとおり見直し、令和５年３月13日から運用を図りますので、利用者の皆様にはご協力の程宜しくお願いいたします。

記

１　概要

静岡県武道館内における施設利用者に対するマスクの着用は、

**「個人の判断を尊重して委ね、本人意思に反して着脱を強制しない」**

こととします。

２　マスク着用が効果的であると考えられる場面

1. 重症化リスクの高い方（妊婦、高齢者、基礎疾患のある方等）が、混雑した場所に赴く場合
2. 症状のある方、コロナ陽性者及びその同居家族は外出を控えることが原則ですが、やむを得ず外出する場合

３　静岡県武道館の職員について

職員についても、個人の判断を尊重することとします。

４　その他

1. 令和４年５月24日付けで発出しました、

「マスク着用が不要な場合等について

**・屋外では近くで会話をしなければマスクは不要**

**・就学前の子どもにはマスクは原則不要**

マスク着用が急に必要となる場合もあるので、外出時は常にマス

クを携行する。」

については、これまでと変わりません。また、本人の意思に反して、マスクの着脱を無理強いすることが無いようにお願いします。

1. 静岡県武道館のホームページ上等において、これまでマスク着用についてのお願いを掲載してありますが、今回、政府の基本的対処方針「マスク着用の考え方について」を受けて、順次文書の内容を改めてまいります。

利用者の皆様にはご理解ご協力をお願い致します。